

組 合 員 各 位

三重県歯科医師国民健康保険組合
理 事 長 中 井 孝 佳

自家診療に係る給付制限の取り扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

自家診療につきましては、本組規約第15条で定めるところにより、給付制限をおこなっているところでございますが、この度、取扱いを明確化するため、理事会において保険給付規程を改正し第11条を新設いたしました。

つきましては、下記に該当する請求は、本組規約及び保険給付規程に該当するものと決定し、該当する請求があった場合、診療報酬明細書の返戻または、調剤分については、処方箋発行の歯科医院に対して医療費の請求をさせていただきます。

組合員のみなさまに改めてご理解いただくためのご案内となり、大変恐縮ではございますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

		第1種組合員	第2種組合員	家族
本院	自家診療 歯科レセプト	× 返戻	× 返戻	× 返戻
	自家処方箋 調剤レセプト	× 保険者負担分を請求	× 保険者負担分を請求	× 保険者負担分を請求
分院	自家診療 歯科レセプト	× 返戻	× 返戻	× 返戻
	自家処方箋 調剤レセプト	× 保険者負担分を請求	× 保険者負担分を請求	× 保険者負担分を請求

参考

(規約抜粋)

第3章 保険給付（療養の給付除外）

第15条 法第36条の療養の給付は、組合員自己の病院又は診療所で行う組合員及びその世帯に属する被保険者の療養の給付は当分の間行わない。

(保険給付規程抜粋) 新設

第11条 規約第15条に定める療養の給付除外の取扱いは、次のとおりとする。

- 第1種組合員又は第3種組合員が開設、管理又は勤務する病院、診療所で、当該組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者が診療を受けたときは給付を行わない。
- 第2種組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者が、当該組合員の勤務する病院（同一法人等の別事業所を含む）、診療所（同一法人等の別事業所を含む）で診療を受けたときは給付を行わない。
- 前各号により発行された処方箋による薬剤の給付は行わない。